

清水港興津・袖師地区指定保税地域の指定の一部取消しに係る公聴会の
開催について

標記のことについて、関税法第37条第3項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催しますので、利害関係のある者は出席して意見を陳述してください。

令和7年12月2日

名古屋税関長 奈良井 功

記

1 公聴会の開催日時

令和7年12月24日（水）午後1時

2 公聴会の開催場所

静岡市清水区日の出町9番1号
清水港湾合同庁舎3階 税関会議室

3 公聴会開催事項

清水港興津・袖師地区指定保税地域の指定の一部取消しについて

4 指定の取消しをする土地

- (1) 名称 新興津埠頭
- (2) 所在地 静岡市清水区興津清見寺町1375番119
静岡市清水区興津清見寺町1377番
静岡市清水区興津清見寺町1378番
- (3) 面積 5,414平方メートル
- (4) 取消しをする土地

静岡県静岡市清水区興津清見寺町に所在する清水港新興津1号岸壁南端から護岸に沿って北西の方向へ引いた線上13.0メートルの地点を起点とし、
同点から同線に沿って北西の方向へ引いた線上24.2メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって南西の方向へ引いた線上101.7メートルの地点
同点から同線に50.42度の角度をもって北の方向へ引いた線上1.9メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって西の方向へ引いた線上12.0メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって北の方向へ引いた線上5.3メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって東の方向へ引いた線上12.0メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって北の方向へ引いた線上37.5メートルの地点
同点から同線に127.32度の角度をもって北東の方向へ引いた線上6.5メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって北西の方向へ引いた線上0.5メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって北東の方向へ引いた線上11.4メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって南東の方向へ引いた線上0.5メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって北東の方向へ引いた線上4.2メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって南東の方向へ引いた線上1.0メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって北東の方向へ引いた線上1.0メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって北西の方向へ引いた線上7.5メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって北東の方向へ引いた線上95.9メートルの地点
同点から同線に90.00度の角度をもって南東の方向へ引いた線上60.1メートルの地点
と起点とを順次結んだ線に囲まれた土地。